

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 基幹的情報発信業務
- (2) 業務の目的

観光入込客の増加、県外における県産品の消費拡大、県外企業の県内進出、県外貨客による県内の空港及び港湾の利用促進、県外からの移住定住の促進など、県外へ打って出る施策の実施に当たって、必要な情報発信を実施する。

- (3) 業務の内容

本件業務は、複数のテーマの組合せ、シリーズ展開等による総合的かつ長期継続的な情報発信を年間を通じて実施することにより、本県の認知度及び好感度の向上並びにイメージ醸成を図るものである。

なお、詳細は、基幹的情報発信業務プロポーザル選考実施要領（以下「実施要領」という。）による。

- (4) 予算額 20,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
- (5) 履行期間 契約の日から平成26年3月31日まで

## 2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 平成24年12月21日（金）から実施要領に定める企画提案書及び参考資料、会社概要及び事業実績並びに組織体制・主要スタッフ等の情報、経費見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成24年12月21日（金）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 企画提案書等の提出期限までの間に、平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画に登録されている者であること。

## 3 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書等の審査は、基幹的情報発信業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、次の審査項目について、審査会の各委員が実施要領に定める審査票に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出して行うとともに、順位点の方法（各委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。ただし、これらの方による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の合議により順位を決定する。

- ア 媒体選定（量的側面）
- イ 媒体選定（質的側面）
- ウ 訴求力・話題性
- エ 効果測定

- (2) 参加申込者が10以上の場合には、必要に応じて書類審査による選抜を行う。

## 4 最優秀提案者の決定方法

3により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

## 5 手続等

### (1) 担当部局（企画提案書等の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県未来づくり推進局未来戦略課

電話番号 0857-26-7097

電子メールアドレス mirai-senryaku@pref.tottori.jp

### (2) 実施要領の交付方法

平成24年12月21日（金）以降、鳥取県のインターネットのホームページ  
(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=151636>)から入手するものとする。

### (3) 参加申込

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、(1)の場所にあらかじめ電話連絡の上、平成25年1月7日（月）午後5時までに、実施要領に定める参加申込書をファクシミリにより提出すること。

### (4) 企画提案書等の提出期限

(3)により参加申込書を提出した者は、実施要領に基づき企画提案書等を作成し、平成25年1月21日（月）午後5時までに(1)の場所に持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、送付すること。

### (5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合は、平成25年1月11日（金）までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。（任意様式）

## 6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徵して契約を締結する。協議が不調のときは、4の順位付けの結果が上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 7 参加報酬等

この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。ただし、プレゼンテーションに参加した者（6により契約の締結を行う者を除く。）には、参加報酬としてそれぞれ金1万5千円を支払うものとする。

## 8 その他

詳細は、実施要領による。